

製造物責任法適用裁判例

【事件番号】名古屋地方裁判所判決／平成10年（ワ）第2443号

【判決日付】平成11年6月30日

- 【判示事項】
- 1 顧客がファーストフード店で購入したジュースに混入した異物により喉頭部を負傷したことが認められた事例
 - 2 右ジュースの異物を特定することができない場合において右ジュースの欠陥が肯定された事例
 - 3 右自己による右顧客の損害として慰謝料5万円が認められた事例

【判決要旨】

- 1 ファーストフード店でハンバーガー、ジュース等を購入した顧客が、ジュースを飲んだ直後、ガラスのような破片が喉の上の方に突き刺さる感じがし、吐き気を催したため、食べた物を嘔吐した場合、その直後に同僚に勧められて近隣の診療所に赴き、医師の診察を受けたが、同診療所でも少し血の混じった唾液の塊のようなものを吐いたこと、救急車により病院に搬送され、診療を受けたところ、喉頭の粘膜の下に出血があったものの、ファイバースコープによる胃の検査の結果、異物は発見されなかったこと、ジュースの販売から右顧客の飲食までの間に異物が混入する機会がなかったこと、右顧客の口腔内に異物が存在した可能性がないこと、右フード店のジュースの製造工程において異物が混入する可能性が否定できないこと等の事情の下では、右顧客の受傷は、右ジュースに起因するものであると認めるのが相当である。

- 2 右事故において、ジュースに飲んだ人の喉に傷害を負わせるような異物が混入していたことは、ジュースが通常有すべき安全性を欠いていたものであり、欠陥を認めるのが相当であり、本件においては異物が混入していたことが明らかである以上、

異物の正体が不明であることは右欠陥の認定に影響を及ぼさない。

3 右顧客が右負傷により被った精神的、肉体的な苦痛に対する慰謝料として5万円の損害賠償を認めるのが相当である(なお、他に弁護士費用として5万円)

【事件番号】 東京地方裁判所判決／平成11年(ワ)第3321号、平成12年(ワ)第1851号、平成12年(ワ)第24997号

【判決日付】 平成13年2月28日

【判示事項】 レストランで生じたボツリヌス菌による食中毒事故に関し、瓶詰オリーブから検出されたB型ボツリヌス菌及びその毒素は、瓶の開封前から存在していたものと推定するのが相当であるとして、右オリーブを輸入したYに対する損害賠償請求が認められた事例

【事件番号】 東京地方裁判所判決／平成13年(ワ)第12677号

【判決日付】 平成14年12月13日

【判示事項】 魚をアライ、兜焼き等にして提供する行為は製造物責任法にいう加工に当たるとして、当該料理を食してシガテラ毒素を原因とする食中毒に罹患した客の損害賠償請求が認容された事例